

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域の区域の変更..... (自然環境課)	35
○ニセコ積丹小樽海岸国定公園の集団施設地区の区域の変更..... (自然環境課)	35
○ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部廃止..... (自然環境課)	35
○ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部決定..... (自然環境課)	35
○有害興行の指定..... (道民活動文化振興課)	36
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)..... (道立病院管理局)	36
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	38
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	38
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	39
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	39
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	41
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	41
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	42
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (出納局総務課)	43

### 告 示

#### 北海道告示第637号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第1項の規定により、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の特別地域の区域を変更し、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公示する。

この特別地域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道後志支庁地域振興部環境生活課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

特別地域から次の区域を削除する。

北海道小樽市祝津の一部

#### 北海道告示第638号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第29条第1項の規定により、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の集団施設地区の区域を変更し、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公示する。

この集団施設地区を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道後志支庁地域振興部環境生活課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

祝津集団施設地区の区域から次の区域を削除する。

北海道小樽市祝津の一部

#### 北海道告示第639号

自然公園法(昭和33年法律第161号)第7条第4項の規定により、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部を廃止したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 単独施設

公園事業の名称	位	置
新見温泉園地	磯谷郡蘭越町(新見温泉)	
雷電海岸野営場	岩内郡岩内町(雷電海岸)	

#### 2 運輸施設

公園事業の名称	起 点 及 び 終 点
比羅夫索道運送施設	起点 虻田郡倶知安町(山田・国定公園境界) 終点 虻田郡倶知安町(比羅夫)

#### 北海道告示第640号

自然公園法(昭和33年法律第161号)第7条第4項の規定により、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同法第7条第6項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び後志支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

運輸施設

公園事業の名称 起 点 及 び 終 点  
 ヒラフ索道運送施設 起点 虻田郡倶知安町(比羅夫)  
 終点 虻田郡倶知安町(比羅夫)

北海道告示第641号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年7月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種類	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	ド・有頂天ラブホテル 今夜も、満員御礼	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	ホスト狂い 渴かない蜜汁	オーピー映画		
同	淫乱後家殺し	新東宝映画		
同	新日本映像ニュース (ド・有頂天ラブホテル 今夜も、満員御礼)	新日本映像		

北海道告示第642号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年7月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

小児総合医療・療育センター(仮称)情報システムの内 LAN回線工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成19年3月30日

(4) 履 行 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

北海道小児総合医療・療育センター(仮称)

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する電気工事の資格(A等級)を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達役務に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該特定役務の仕様に基づき、入札説明書に記載されている事前提出資料を作成できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年7月28日から9月5日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが2階 2号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課)

(2) 入 札 日 時 平成18年9月15日 午前10時(送付による場合は、平成18年9月14日 午後3時までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 最 低 制 限 価 格

この入札は最低制限価格を設定している。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、入札金額が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低、かつ最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課  
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-204-5080

11 Summary

- A . Natuer and quantity of the services to be procured : Local Area Network Line construction 1 Set  
B . Bid tending date and time : 10 : 00 A. M., September 15, 2006  
C . Contact : Health and Disease Prevention Division, Bureau of Welfare, Department of Health welfare, Hokkaido Government. Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan.  
Phone : 011-204-5080

北海道告示第643号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 小児総合医療・療育センター（仮称）情報システムの内 画像管理運用システム一式  
イ 小児総合医療・療育センター（仮称）情報システムの内 放射線情報システム

一式

ア及びイは別の入札とする。

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。  
(3) 納 入 期 日 平成19年3月30日  
(4) 納 入 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6  
北海道小児総合医療・療育センター（仮称）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。  
(4) 薬事法に基づく「第一種医療機器製造販売業許可」又は「第二種医療機器製造販売業許可」を有すること。  
(5) 画像管理運用システムについて、日本国内で当院と同規模（200床以上）の病床数を有する病院（以下「同床病院」という。）で10病院以上の導入実績があること。  
なお、全国小児専門子ども病院（以下「小児病院」という。）に導入している場合は、1小児病院につき5同床病院とみなす。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)、(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成18年7月28日から9月5日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが2階 2号  
会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央

区北3条西6丁目 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課)

(2) 入札日時 平成18年9月15日

ア 午前10時30分(1の(1)のアの入札)

イ 午前11時 (1の(1)のイの入札)

(送付による場合は、平成18年9月14日 午後3時まで必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、入札金額が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和43年北海道規則第40号)第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-204-5080

10 Summary

A . Natuer and quantity of the products to be procured :

a . Picture Archiving and Comunication System 1 Set

b . Radiology Information System 1 Set

B . Bid tending date and time :

a . Picture Archiving and Comunication System 10 : 30 A. M., September 15, 2006

b . Radiology Information System 11 : 00 A. M., September 15, 2006

C . Contact : Health and Disease Prevention Division, Bureau of Welfare, Department of Health welfare, Hokkaido Government. Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuoku, Sapporo, 060-8588,Japan.

Phone : 011-204-5080

北海道告示第644号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、網走川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成18. 7.11	理 事	岡 田 大 実	網走郡大空町女満別本郷61番地
同	同	同	城 地 広 明	同 美幌町字美禽25番地
同	同	同	齋 藤 義 孝	同 字美禽247番地の4
同	同	同	加 地 政 幸	同 大空町女満別豊里467番地の4
同	同	同	渡 部 勝 美	同 美幌町字稲美312番地の4
同	同	同	山 田 良 治	同 大空町女満別住吉433番地の3
同	同	同	井 上 良 幸	同 女満別本郷171番地の3
同	同	監 事	江 口 美世司	同 女満別住吉879番地
同	同	同	石 澤 健 一	同 美幌町字稲美309番地
退 任	同 18. 7.10	理 事	齊 藤 純 男	同 大空町女満別住吉847番地
同	同	同	高 橋 秀 治	同 美幌町字稲美350番地の2
同	同	同	城 地 克 巳	同 大空町女満別豊里14番地の10
同	同	同	涌 島 照 見	同 女満別住吉338番地の10
同	同	同	齋 藤 義 孝	同 美幌町字美禽247番地の4
同	同	同	岡 田 大 実	同 大空町女満別本郷61番地
同	同	同	城 地 広 明	同 美幌町字美禽25番地
同	同	監 事	本 田 光 男	同 大空町女満別住吉451番地
同	同	同	西 島 和 一	同 美幌町字稲美241番地

北海道告示第645号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(豊

正中央地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年8月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第646号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
おけねっぶ	中山間地域総合整備（ほ場整備）	平成9.12.19
同	同（客土、農用地改良保全）	同 11.11.24
同	同（暗きょ）	同 13.12.10
同	同（農業用排水）	同 15.10.20
同	同（農道）	同 16.2.10
川南	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工）	同 17.12.12

#### 北海道告示第647号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 北見市常呂町字富丘651
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

常呂町字富丘651（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 士別市朝日町茂志利7185の1・7188・7210の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 島牧郡島牧村字原歌町61の2・61の3・62の2・62の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村字焼場ノ沢988の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字下金山1207の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

勇払郡占冠村字シムカブ原野46の74地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、46の74・46の287(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、57の248、57の249

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字元村47の4地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所

勇払郡むかわ町穂別566の7(国有林。次の図に示す部分に限る。)、560の1・560

の5・560の11・566の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、168の9、565の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字明和76の6・76の7・90の3・90の7(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字太陽272の13

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

11(1) 保安林予定森林の所在場所

川上郡標茶町字上多和原野東一線25の6・26の5・27の2・27の8・30の1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、25の3、25の7、27の1、28の5

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第648号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市・常呂郡佐呂間町(以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡美瑛町字ベベツ727の93・727の316(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに千歳市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第649号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 瀬棚郡今金町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

今金町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 瀬棚郡今金町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡音威子府村(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡音威子府村・中川町(以上1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。)、音威子府村・中川町・名寄市(以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

名寄市・音威子府村・中川町(以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡中川町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡中標津町(国有林。次の図に示す部分に限る。)の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに名寄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第650号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 留萌都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する土地の区域

留萌市塩見町並びに元町1丁目、2丁目及び5丁目並びに船場町2丁目並びに栄町1丁目及び2丁目並びに開運町2丁目並びに明元町5丁目及び6丁目並びに大町1丁目及び2丁目の各一部

イ 除外する土地の区域

留萌市塩見町並びに元町5丁目並びに船場町2丁目並びに栄町1丁目及び2丁目並びに開運町2丁目及び3丁目並びに明元町6丁目並びに大町1丁目、2丁目及び3丁目の各一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び留萌市経済交流部港湾課

2 帯広圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・2・309号2丁目通	芽室町西8条2丁目	芽室町東芽室	芽室町東7条2丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び芽室町経済部商工都市振興課

3 岩見沢都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・5・4号南16号通	岩見沢市大和4条7丁目	岩見沢市志文町	岩見沢市南町7条5丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び岩見沢市建設部都市計画課

4 赤平都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・4・12号	こ	も	れ	び	通
		赤平市美園町	2丁目	赤平市字赤平	1丁目	赤平市美園町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び赤平市経済建設部土木課

5 岩見沢都市計画緑地に係る事項

(1) 都市計画の種類 緑地

(2) 都市計画を定めた土地の区域

変更する部分

名称

4 幾春別川リバーパーク

位置

岩見沢市西川町、若松町、緑町、北2条西3丁目、北3条西3丁目及び4丁目、北4条西4丁目から6丁目、北5条西6丁目から10丁目、北本町、元町、東町、稔町並びに岡山町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び岩見沢市建設部都市計画課

6 札幌圏都市計画公共下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画の名称 札幌石狩公共下水道

変更する部分

ア 下水管渠

名称	変更前の起点	変更後の起点
八幡処理場放流渠	厚田村大字聚富字中島	石狩市厚田区聚富

イ その他の施設の区域を変更する土地の区域

名称

創成川処理場

変更前の区域

札幌市北区麻布町7丁目、8丁目

変更後の区域

札幌市北区麻布町7丁目、8丁目及び9丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び石狩市水道部下水道建設課、札幌市建設局下水道河川部下水道計画課

北海道告示第651号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年7月28日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項歌登町農業協同組合の事項中「歌登町農業協同組合」を「歌登農業協同組合」に改める。

